

令和元年度 第2回豊川市公契約審議会 議事録

1 日時

令和2年1月29日（水） 午後2時00分～午後2時45分

2 会場

豊川市役所 委員会室

3 出席者

委員

金井 幸子（愛知大学法学部 准教授）

渡辺 裕一郎（愛知県社会保険労務士会 三河東支部）

大村 幸司（豊川商工会議所 建設関連部会長）

瀬野 弘志（日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会事務局長）

長坂 和俊（愛知県労働者福祉協議会 東三河支部長）

長谷川 完一郎（豊川商工会議所 専務理事）

事務局

財産管理監 飛安 毅

総務部次長 荒木 誠二

総務部契約検査課課長 富田 宜孝

総務部契約検査課課長補佐 林 健史

総務部契約検査課契約係長 鬼頭 貴子

4 会議の公開の可否

公開

5 傍聴者

なし

1 開会

2 会長あいさつ

新委員自己紹介

3 前回審議会の確認事項について

(1) 未熟練者（見習い）の適用状況について

資料1を事務局より説明

質疑・意見等

【委員】

※2に「大卒の場合は3年以上」と記載がありますが、高卒の場合は何年以上といった決めはありますか。

【事務局】

主任技術者になるためには、高校ですと指定学科卒業後5年以上、高等専門学校の指定学科卒業だと3年以上というように建設業法で資格要件が細かく記載されています。

【委員】

該当工事に聞き取りに入ったという中で、2ページの訂正金額のように変わったということですか。聞き取りに入ったら、設計労務単価が電工の80.6%から88.4%に上がったということによろしいですね。上がった理由は何ですか。

【事務局】

当初提出いただいたものに、年2回あった臨時給与が1回分しか算入されていなかったことと、30年度中の給与で計算されていたという2点が、その差になったかと思われまます。

【委員】

聞き取りをしなければ判らなかつたということですか。

【事務局】

窓口では、そこまで踏み込んだ内容で確認できておらず、1回目の審議会で議論に上がりましたので、ヒアリングで細かく調査した結果ということになります。

【委員】

そうすると、普通作業員も63.6%が75.2%になったということですね。

【委員】

前回は、使用者が「見習い」という定義を恣意的に操作して、そういう方たちの賃金を低くしようという意図的なものがあるかという危惧をしていたわけですが、

そういったことはないということが明らかになったということですね。

【事務局】

1 回目の審議会でも議論のあったとおり、「見習い」というものに共通の定義がなかったもので、今回調べさせていただいて、こちらで思っている見習い区分には当たらないということで、普通作業員の単価にしたところ、この数字になりました。

【委員】

定義に当てはまらなかったということでしょうか。

【事務局】

わたしどもの分類で言うと、「見習い」という扱いにはならなかったということです。

【委員】

それでは、これで問題はないということでしょうか。

【事務局】

今回調査させていただいたものについては、普通作業員で計算すると単価割合はクリアできています。

【会長】

調査していただいてありがとうございます。

(2) 労働報酬下限額の取扱い（確認書類）について

資料2を事務局より説明

質疑・意見等

【委員】

「豊川市公契約条例の手引き」は現在あるものですか。

【事務局】

年度の始めに作り、改訂をしながら来年度も引き続き作成します。

【委員】

手引きの中に、こういった文言を新しく挿入するということですか。

【事務局】

該当箇所にはこういった表現をさせていただこうと思っています。

【委員】

「書類の提出」という表現がありますが、この「書類」の中に、賃金台帳が入ってくるということになりますでしょうか。

【事務局】

賃金台帳も提出書類の中に含むという考えです。

【委員】

この「4 確認書類」の項目については、内容が大きく変わるわけではないということですね。

【事務局】

どこにポイントを置くのかが、さらに伝わりやすくなるかと考えています。

【会長】

委員の皆さまいかがでしょうか。

【委員】

賃金台帳は出てくるのでしょうか、出てこないのでしょうか。

【事務局】

表現の中では出てきませんが、確認書類の中のひとつに入ってくるという考えです。

【委員】

前回の議論で「賃金台帳の提出を求めず」という表現が良くないという話でしたでしょうか。

【事務局】

調査についてどう盛り込むか検討したらどうかという話でしたので、検討しまして、今回の案を出させていただいております。元々の表現である「原則として賃金台帳等の提出は求めず」だと、基本的に賃金台帳は出さない、という後ろ向きの意味があるということで、「提出いただく場合がある」という表現の方が適切ではないかという話だったかと思います。

【会長】

今回の案の表現の方がよろしいかと思いますが、何かご懸念がありますか。

【委員】

賃金台帳の提出については色々コストと手間がかかるということで、業者が難色を示すだろうということから「提出は求めず」としているが、賃金台帳の提出が実際あったかのような答弁があったように感じたので、提出できるものは提出すべきと思いますが、賃金台帳は提出が難しいのではないかという議論がこれまでにありましたし、そこら辺の捉え方だと思います。

【会長】

今回の新しい文言でも、お願いさせていただく「場合がある」という限定的な表現ですので、その点は大丈夫かと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

「お願いさせていただく」という言葉は正しいのでしょうか。

【委員】

承諾を得られないと、嫌と言えるという感じもありますよね。

【委員】

提出をお願いする頻度はどのくらいですか。

【事務局】

窓口で確認をさせていただいて、今回のように聞き取りをお願いすることがあると、提出をお願いする場合があるかもしれません。ケースバイケースと言っては何ですが、業者のどの書類にどういう記載があるかで変わってくると思います。

【委員】

提出をお願いすることがまずないからと決めつけてしまっても良くない、かといって、毎回出せということになるなら、予め提出することにした方が、より分かりやすいと思います。やってみないと分からないところもあると思いますが。

【事務局】

1回目の審議会で議論がありましたように、わたしどもがやっていく中で気付かないこともありますので、審議会で報告させていただく中で、これはというものがあれば、ピックアップすることはあろうかと思っています。

【委員】

今回の「見習い」のような、少し疑念があるときに調査を入れるくらいのイメージですよね。

【事務局】

運用としてはそうかなと思っています。

【会長】

どうでしょうか、この表現でよろしいでしょうか。

【委員】

「提出をお願いする」のか「求める場合がある」のか、その辺りじゃないですか。

【委員】

どちらにしても強制力はないわけですよね。

【事務局】

この時点ではないかと思えます。たとえば、立ち入り調査となれば、必要な書類は出していただくことになると思えます。ここで言うのは、窓口で確認する場合の設定なので、このような表現を考えています。

【委員】

「求める」という表現でも良いかもしれないですね。「お願い」の方が優しいですか。

【委員】

公契約審議会ですから、一定程度の強制力はないとは言いながらも、少し強めぐらいでないと、出しても出さなくても良いじゃないかとなってしまうこともあるので、指導ですから、方向性としては少し強めにした方が良いのではないですか。

【委員】

たとえば「労働確認書提出時に内容の聞き取りを行う中で、必要に応じて書類の提出を求める場合があります」という言い方にすれば、もう少し強制力を感じるかと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

「させていただく」が続いて使われていて、すごく丁寧な感じがします。もう少し強く出ても良いのかもしれませんが、その辺りはどうでしょうか。

【事務局】

表現として少し強制力を付けた方が良いのかと思えますので修正します。確認ですが、「労働環境確認書提出時に内容を聞き取りしていく中で、必要に応じて書類の提出を求める場合があります」でよろしいですか。

【会長】

せっかく案を作っていたのに、表現を変更させていただくことになってしまいました。よろしくお願いします。

4 前回の審議内容、答申（案）について

資料3を事務局より説明

質疑・意見等

【会長】

この点は前回も特に意義は出なかったところなので、大丈夫でしょうか。

【委員】

「労働報酬下限額の引き上げについて検討を行う」という付帯意見が付いていますが、下がるということはありませんでしょうか。

【事務局】

ベースとなるものが下がると、数字的には下がることもあるかと思います。工事の設計労務単価も過去には下がったことがあったかと思いますが、ないわけではないと思います。

【委員】

不況になると下がることもあると聞いたことがあります。

【会長】

答申案について表現や内容等よろしいでしょうか。

ご意見がなければ、こちらについては了承いただいたということで終了といたします。

5 閉会